

令和5年度

# 事業計画書



JAPAN CYCLE SPORTS  
PROMOTION ASSOCIATION

一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会

# 目次

はじめに	3
------	---

## 第1部 自転車競技法に基づく競輪競技実施事業

1. 競輪競技実施運営事業	4
(1) 競輪競技実施事務	4
(2) 競輪競技実施事務附帯業務	5
(3) 新型コロナウイルス感染症対策の実施	5
(4) 競輪関連団体が実施する競輪関連事業の実施	5
(5) 競輪競技実施事務実施予定	6

## 第2部 自転車競技の普及・振興事業

1. オフロード競技の普及および競技者の育成事業	7
(1) Urban MTB Festival in 千葉公園	7
(2) PIST6 presents MTB challenge in makuhari	7
(3) Top Cyclist Academy	7
(4) BMX体験会	7
(5) 自転車基礎講習会	7
(6) その他関連事業	8
2. トラック競技の普及および競技者の育成事業	8
3. 競輪場を拠点とした地域における自転車競技の普及・振興事業	8

## 第3部 法人の事業運営に必要な対策

1. 積極的な人材採用と人材育成	9
2. 組織力およびマネジメント力の強化	9
3. コンプライアンスの遵守・徹底	9
4. 個人情報の適切な管理	9
5. 事業の継続性を確保するための措置	9

はじめに

令和4年度は、競輪競技実施事業および自転車競技振興事業という当財団としての2本柱を軸に事業を実施した。

競輪競技実施事業については、公営競技である競輪の発展と競輪業界の活性化のため、令和3年10月に開幕した「250競走」の競輪競技実施業務を主催者である千葉市から受託し、実施した。

自転車競技振興事業については、都市型のマウンテンバイク全国大会である「Urban MTB Festival in 千葉公園」を主催し、全国各地でトラック、BMX、マウンテンバイク等自転車競技の普及事業を実施した。

令和5年度も、競輪競技実施事業、自転車競技振興事業ともに、関連団体との連携を強化し、日本における競輪および自転車競技をさらに発展させるべくその一助となる事業を実施していく。

## 第1部 自転車競技法に基づく競輪競技実施事業

### 1. 競輪競技実施運営事業

競輪開催における審判業務、競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪開催に出場する選手の検査および管理、競輪開催の競走番組の編成に関する競輪実施事務を公正安全かつ円滑に実施する。

また、当該事業を実施していくにあたり、適切な執務体制、環境整備を行い、事業に携わる人員の育成のためライセンス取得、業務訓練、業務研修等を行う。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についても適切な対策を講じる。

#### (1) 競輪競技実施事務

##### ①審判業務

「競輪の審判の要領」および「競技規則」に則り、公正、安全な競走を確保するため、円滑な審判業務を行う。

##### ②検車業務

競走で使用する自転車について「自転車の検査の要領」に則り、厳格な検査を行い、公正、安全な競走を確保する。

##### ③選手管理業務

「競輪の選手管理の要領」に則り、出場選手を保護・管理し、公正、安全な競走を確保する。

##### ④番組編成業務

「競輪の番組編成の要領」に則り、番組を編成し、公正、安全な競走を確保する。

## (2) 競輪競技実施事務附帯業務

### ①職員研修の実施

自転車競技法、自転車競走競技規則、各種要領などの業務関係法令、規則、通達等を習熟するため職員研修を実施する。

### ②業務連絡会議の実施

審判、検車、選手管理、番組編成各部門における業務の連絡調整、また効率的かつ効果的な業務実施の改善研究を行うため、業務連絡会議を行う。

### ③事業戦略会議の実施

安定した組織運営および業務の継続的発展のため、事業戦略会議を行う。

### ④競輪関連団体との緊密な連携

安定的な競輪競技実施運営のために、公益財団法人JKA、公益社団法人全国競輪施行者協議会、一般社団法人日本競輪選手会等の競輪関連団体と緊密に連携を図り、必要に応じて協議を行う。

## (3) 新型コロナウイルス感染症対策の実施

「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」「【競輪】新型コロナウイルス感染症対策要綱」に基づき、競輪開催において適切な対策を実施する。

## (4) 競輪関連団体が実施する競輪関連事業の実施

### ①公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催における出場選手の参加旅費の支払事務業務を行う。

### ②一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催における出場選手の傷病等の災害補償に関する事務業務を行う。

### ③一般社団法人日本競輪選手会（以下「日競選」とする）

競輪開催時に出場選手の日競選会費の徴収および送金業務を行う。

(5) 競輪競技実施事務実施予定

競輪場	競輪施行者名	予定開催回数	競輪競技運営業務	競輪開催業務
千葉	千葉市	13	一括受託	なし

## 第2部 自転車競技の普及・振興事業

### 1. オフロード競技の普及および競技者の育成事業

日本における自転車競技の発展に不可欠であるオフロード競技（マウンテンバイク・BMX等）の普及および若年層を中心とした競技者の育成を目的として、下記事業を実施する。

#### (1) Urban MTB Festival in 千葉公園

千葉県千葉市の千葉公園にて実施する、マウンテンバイク競技のクロスカンントリー・エリミネーター（XCE）、クロスカンントリー・ショートトラック（XCC）の全国大会。公益財団法人日本自転車競技連盟（JCF）が実施する全日本選手権自転車競技大会（マウンテンバイク）と同時開催で実施（令和5年10月～11月開催）。

#### (2) PIST6 presents MTB challenge in makuhari

千葉県千葉市の幕張にて実施する、マウンテンバイク競技のクロスカンントリー耐久レース、クロスカンントリー・ショートトラック（XCC）の大会。マウンテンバイク初心者や若年層を中心にマウンテンバイク競技の普及活動として実施予定（令和5年5月、7月、12月、令和6年2月実施）。

#### (3) Top Cyclist Academy

9歳から14歳を対象に、世界の舞台で戦うことができる競技者の育成を目的としたアカデミー事業を実施（令和5年通年実施）。

#### (4) BMX体験会

オリンピック種目であるBMXを遊びやスポーツとして普及させることを目的とした体験会を実施（令和5年5月、7月、11月、令和6年2月実施）。

#### (5) 自転車基礎講習会

安全な自転車の乗り方を学ぶことを通じて、遊びとしての自転車を普及させることを目的とした自転車基礎講習会を実施（令和5年4月、6月、8月、10月、12月、令和6年2月実施）。

(6) その他関連事業

オフロード競技の普及、競技者の育成に関連する事業を実施。

2. トラック競技の普及および競技者の育成事業

トラック競技の普及および競技者の育成を目的とした事業を実施する。

3. 競輪場を拠点とした地域における自転車競技の普及・振興事業

地域における自転車競技の普及と競技者の拡大を通じた地域活性化を目的として、当財団関連団体が全国の競輪場で実施する自転車競技の普及・振興事業の支援を行う。



## 第3部 法人の事業運営に必要な対策

### 1. 積極的な人材採用と人材育成

組織の安定的な運営のために、自転車競技経験者や引退した競輪選手のセカンドキャリアとして有能な人材を積極的に採用し、個人のスキル向上のために各種研修を行い人材育成に努める。また、人材育成のための研修等を積極的に実施する。

### 2. 組織力およびマネジメント力の強化

競輪競技実施部門、自転車競技振興部門の組織力およびマネジメント力強化のために、マネジメント層の育成を積極的に行い、各部門の事業の精査と組織の見直しを行う。また、マネジメント層育成のための研修等を積極的に実施する。

### 3. コンプライアンスの遵守・徹底

健全な財団運営のためにガバナンスを強化し、職員全員が法令順守を第一に行動し、公正な事業運営と事業の公平性を確保する。また、コンプライアンス遵守のための講習会を積極的に実施する。

### 4. 個人情報の適切な管理

当財団が所有する個人情報および法人文書について、個人情報保護法等関連法令に基づき適切に管理する。

### 5. 事業の継続性を確保するための措置

事業の継続性と安定した運営体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症防止に努めるなど適切な措置を講じる。